

役員報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ともえ福祉会の役員報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事並びに評議員をいう。

(理事会の出席)

第3条 役員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により実費弁償費を支払うことができる。

(理事の報酬)

第4条 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償を支払うことができる。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(出張旅費)

第6条 役員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は事情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(改正)

第7条 本規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、平成19年 4月 1日より施行する。

この規程は、平成22年 4月 1日より施行する。

この規程は、平成29年 7月 1日より施行する。

別表 1

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会等出席報酬等	10,000 円	実費 円

※職員を兼務する役員には報酬等を支給しない

別表 2

名 称	報 酬	実費弁償費
理事業務報酬等	10,000 円	実費 円
監事監査指導報酬等	10,000 円	実費 円

別表 3

旅 費	宿泊費	報酬 1日	その他
実 費	実費 円	10,000 円	実 費